

都城市手数料条例に定める使用料

[平成9年4月1日] 施行

手 数 料 名		金額 (円)
1. 自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為許可申請手数料	0.1ha 未満	8,600
	0.1ha 以上 0.3ha 未満	22,000
	0.3ha 以上 0.6ha 未満	43,000
	0.6ha 以上 1.0ha 未満	86,000
	1.0ha 以上 3.0ha 未満	130,000
	3.0ha 以上 6.0ha 未満	170,000
	6.0ha 以上 10.0ha 未満	220,000
	10.0ha 以上	300,000
2. 住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う場合の開発行為許可申請手数料	0.1ha 未満	13,000
	0.1ha 以上 0.3ha 未満	30,000
	0.3ha 以上 0.6ha 未満	65,000
	0.6ha 以上 1.0ha 未満	120,000
	1.0ha 以上 3.0ha 未満	200,000
	3.0ha 以上 6.0ha 未満	270,000
	6.0ha 以上 10.0ha 未満	340,000
	10.0ha 以上	480,000
3. 上記以外の場合の開発行為許可申請手数料	0.1ha 未満	86,000
	0.1ha 以上 0.3ha 未満	130,000
	0.3ha 以上 0.6ha 未満	190,000
	0.6ha 以上 1.0ha 未満	260,000
	1.0ha 以上 3.0ha 未満	390,000
	3.0ha 以上 6.0ha 未満	510,000
	6.0ha 以上 10.0ha 未満	660,000
	10.0ha 以上	870,000
開発行為変更許可申請手数料	その額が 870,000 円を越えるときは、 870,000 円	870,000
	ア. 設計の変更	前項 / 10
	イ. 新たな土地の開発区域への編入	前項規定額
	ウ. その他の変更	10,000

都城市手数料条例に定める使用料

〔平成9年4月1日〕施行

手 数 料 名		金額（円）
予定建築物等以外の建築等 許可申請手数料		26,000
開発許可を受けた地位の承 継の承認申請手数料	ア. 自己の居住の用に供する場合	1,700
	イ. 住宅以外の建築物で自己の業務用の 場合 1 ha 未満	1,700
	1 ha 以上	2,700
	ウ. 上記以外の場合	17,000
優良宅地造成認定申請手 数料	0.1ha 未満	86,000
	0.1ha 以上 0.3ha 未満	130,000
	0.3ha 以上 0.6ha 未満	190,000
	0.6ha 以上 1.0ha 未満	260,000
	1.0ha 以上 3.0ha 未満	390,000
	3.0ha 以上 6.0ha 未満	510,000
	6.0ha 以上 10.0ha 未満 10.0ha 以上	660,000 870,000
証明事務手数料	ア. 登録簿の写しの交付	470
	イ. その他	300